

丹波市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

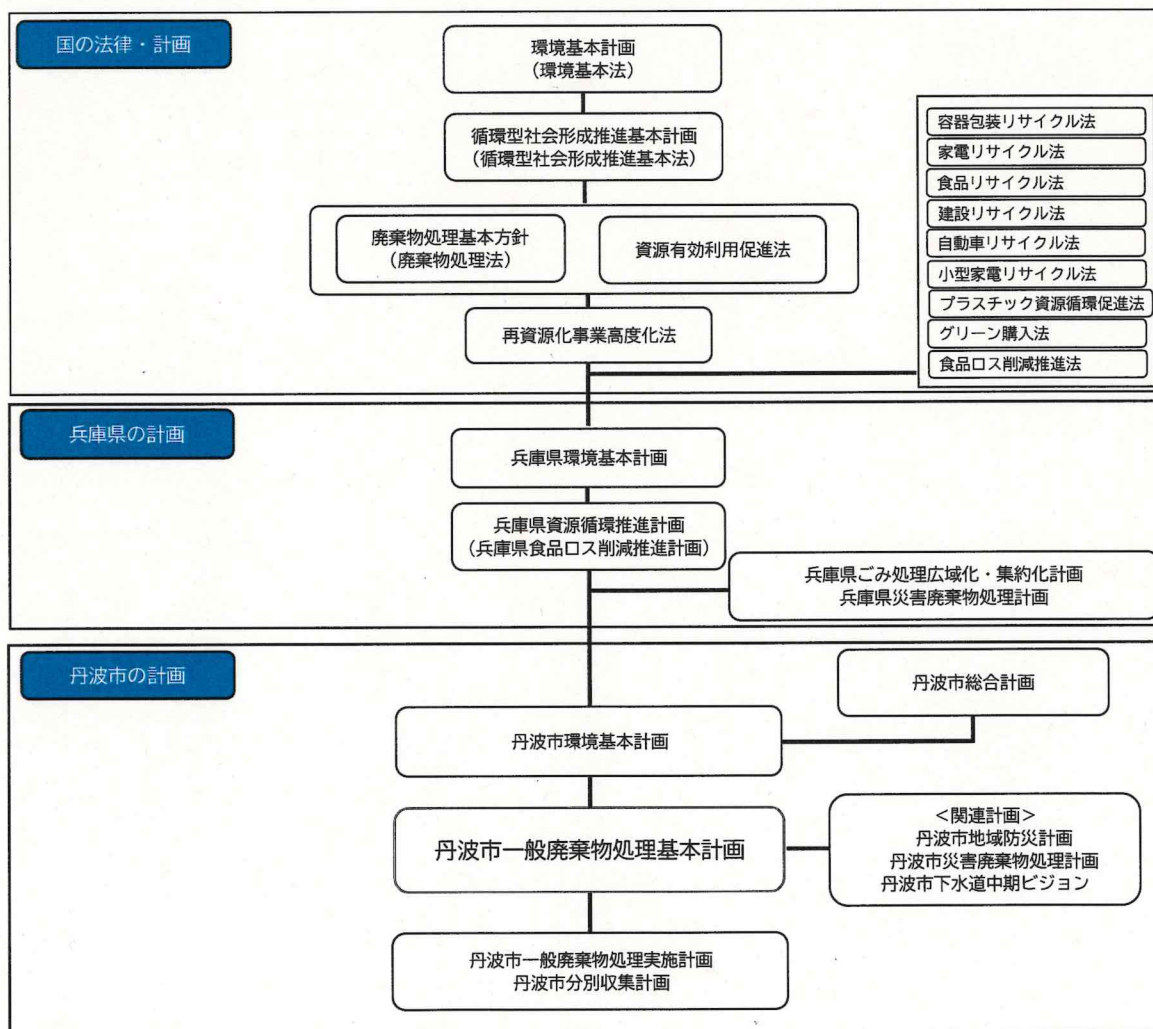
本市の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理状況、施策の実施状況及び課題を明確にし、社会情勢の変化や法制度の整備等を考慮し、本市が行うべき一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的な視点に立ち、必要な施策を推進するための基本的な方針として、丹波市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市は一般廃棄物処理基本計画を策定する義務があります。

そのため、計画では、第3次丹波市総合計画や第3次丹波市環境基本計画を踏まえつつ、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針として、ごみの排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分、生活排水やし尿・浄化槽汚泥の適正処理に関する基本的事項を定めるものです。

図 1 計画の位置付け



3 計画の期間

計画は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間の計画とします。

ただし、社会経済情勢の変化や市民生活など、計画の前提となる条件が大きく変化した場合には、必要に応じ見直しを行います。

なお、丹波市として最初の本計画は、平成 18 年度に、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。その後、中間見直し年度である平成 23 年度に、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間を計画期間として策定し、さらに、その中間見直し年度である平成 28 年度に、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とする現行計画を策定しています。

4 策定の体制

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例第 45 条の規定に基づき設置されている丹波市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、審議いただきます。

なお、審議会では、一般廃棄物のうち、ごみ処理を中心に審議いただきます。

5 計画のポイント

(1) 現行計画の取組成果の継承

現行計画期の前半 5 年間ではごみ量全体は上昇傾向、リサイクル率は低下傾向にありましたが、現行計画期の中盤以降の様々な取組によって、リサイクル率が上昇傾向に好転し、それに伴いごみ量全体も減少傾向となっています。

また、現行計画の目標値には未達成の項目もありますが、国や県の上位計画や県内市町との対比では、概ね良好な数値と評価できる項目が多くなっています。

計画では、現行計画の取組成果を土台として、方向性を継承しつつ、さらなるリサイクル率の上昇と、可燃ごみの排出抑制に取り組めます。

(2) 分別成果が乏しい品目の資源化の推進

現行計画の評価・検証によると、現行計画期の途中ではあるものの、紙製容器包装や布類の分別が十分でないなど一定の傾向がみられます。さらなるリサイクル率の上昇を図るため、優先順位をつけながら資源化の取組を展開します。

(3) 3Rの優先推進

国は、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の 3R の推進を提唱しています。

丹波市では、現行計画期の取組により、市民の分別意識が一層醸成され、燃やすごみから資源ごみへの分別が進んだことで、リサイクル率が上昇傾向に好転しています。計画では、引き続きリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）に取り組めつつ、環境への負荷がより少

ない地域社会づくりを推進していきます。

6 策定スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会			○現行計画の検証 計画の策定方針・骨子案			○計画案 パブリックコメント			
審議会		○諮問、現行計画の検証 計画の策定方針・骨子案			○素案	○計画案		○答申	